

平成24年7月27日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

当社取締役からの報告事項
(野中明治大学教授に対する名誉毀損による損害賠償請求)

本日、当社代表執行役最高経営責任者此下竜矢氏から、「此下竜矢、当社取締役会長此下益司氏および代表執行役社長重田衛氏が、明治大学商学部教授の野中郁江氏（以下、「野中氏」といいます。）に対し、不法行為（名誉毀損）に基づく損害賠償および謝罪広告を求める訴訟を個人として提起した」として、かかる提訴の事実および提訴理由等の報告を受けましたので、以下の通りご報告いたします。

記

1. 提訴理由

野中氏は雑誌等に論文等を執筆しております。それらの論文等の内容には、当社の取締役である原告らの社会的信用・評価を著しく低下させるものが多数含まれており、その多くが事実に基づかない虚偽であります。また、このような虚偽の言説が、原告ら、当社および当社グループの信用と名誉に与える影響は大きく、原告らとしては、到底看過しうるものではありません。

このように当該論文等は、原告らの名誉を違法に毀損するものでありますので、原告ら個人として不法行為に基づく損害賠償および謝罪広告の掲載を求めたものであります。

2. 本訴訟の概要

(1) 原告	此下 益司 此下 竜矢 重田 衛
(2) 被告	野中 郁江
(3) 訴訟物	不法行為（名誉毀損）に基づく損害賠償金5500万円および謝罪広告

3. 今後の見通し

この度は、此下竜矢氏から当社の取締役3名が個人として訴訟を提起したとの報告を受け、その提訴内容が当社にも関係したものでありますので皆様にお知らせするものです。

当該訴訟は当社取締役個人が提起したものでありますので、当社に費用等が発生することはありません。株主および関係者の皆様にはこのようなことでご心配をお掛けして誠に申し訳ございませんが、今後も「アクセルプラン2012年」に沿って企業価値向上に努めてまいりますので、何卒ご支援いただけますようお願い申し上げます。

以 上